

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(21)議案第86号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第86号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

## 議案第 86 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 161 号）
- (2) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、軽費老人ホームの設置者が入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行う場合に、当該文書の交付に代えることができる電磁的方法に関する規定を整備するもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないこととするもの
- (3) 上記 1（2）に伴い、軽費老人ホームに置かなければならない常勤の施設長について、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとするもの

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

## 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号</p> <p>第1章 総則 (職員配置の基準)</p> <p>第12条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者</p>	<p>○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号</p> <p>第1章 総則 (職員配置の基準)</p> <p>第12条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者</p>

改正後	改正前
<p>生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上</p> <p>イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上</p> <p>ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えた員数</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 事務員 1人以上</p> <p>(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>他</u>の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福</p>	<p>生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上</p> <p>イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上</p> <p>ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えた員数</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 事務員 1人以上</p> <p>(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福</p>

改正後	改正前
<p>社施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。</p>	<p>社施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。</p>
<p>9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。</p>	<p>9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。</p>
<p>10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームの場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、事務員を置かないことができる。</p>	<p>11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームの場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、事務員を置かないことができる。</p>
<p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 診療所 その他の従業者</p>	<p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 診療所 その他の従業者</p>
<p>13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職</p>	<p>13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職</p>

改正後	改正前
<p>員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p>	<p>員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p>
<p>(入所申込者等に対する説明等)</p>	<p>(入所申込者等に対する説明等)</p>
<p>第13条 軽費老人ホームの設置者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p>	<p>第13条 軽費老人ホームの設置者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p>
<p>2 軽費老人ホームの設置者は、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p>
<p>3 軽費老人ホームの設置者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームの設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>3 軽費老人ホームの設置者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームの設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p>	<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p>
<p>ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>
<p>イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記</p>	<p>イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記</p>

改正後	改正前
<p>録する方法)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第41条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 軽費老人ホームの設置者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームの設置者は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第28条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定める</u></p>	<p>録する方法)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 軽費老人ホームの設置者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームの設置者は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第28条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>に当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>3 軽費老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>7 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> (掲示)</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (掲示)</p>

改正後	改正前
<p>第29条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (職員配置の基準)</p> <p>第38条 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人 (2) 生活相談員 1人以上 (3) 介護職員 常勤換算方法で1人以上 (4) 栄養士 1人以上 (5) 事務員 1人以上 (6) 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければ</p>	<p>第29条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (職員配置の基準)</p> <p>第38条 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人 (2) 生活相談員 1人以上 (3) 介護職員 常勤換算方法で1人以上 (4) 栄養士 1人以上 (5) 事務員 1人以上 (6) 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第1項第3号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>ならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第1項第3号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員を置かないことができる。</p>	<p>5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員を置かないことができる。</p>
<p>6 第1項第5号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。</p>	<p>6 第1項第5号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。</p>
<p>7 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p>	<p>7 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p>
<p>（電磁的記録等）</p>	<p>（電磁的記録等）</p>
<p>第41条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成_____、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。</p>	<p>第41条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、<u>交付</u>、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p>
<p>2 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条</p>

改正後	改正前
例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。